

港区立浜松町駅北口自転車等駐車場等の管理運営に関する年度協定書  
(令和8年度)

港区（以下「甲」という。）とNCDグループ（代表団体「日本NCD株式会社」（以下「乙」という。））は令和6年4月1日に港区立浜松町駅北口自転車等駐車場等（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した「港区立浜松町駅北口自転車等駐車場等管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に関わる年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用（以下「指定管理料」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和8年度の業務内容は、基本協定第9条に定めるとおりとする。

（指定管理料の額）

第4条 基本協定第33条第2項に規定する指定管理料の額は、以下のとおりとする。

（指定管理料の支払）

第5条 指定管理料は、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第34条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	22,013,595円
第2四半期	22,013,595円
第3四半期	22,013,595円
第4四半期	22,013,595円
合計	88,054,380円

3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

- 4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額とする。
- 5 乙は、第4条に規定する指定管理料の額に基本協定第31条に定める利用料金による収入を加算した額（以下「収益金」という。基本協定第33条第5項に定める費用を除く。）が、管理運営に要した費用を上回った場合は、その一部を甲へ納付することとする。
- 6 前項の規定において、収益金が管理運営に要した費用を上回った額の10分の6を甲へ納付し、それを差し引いた額を乙の収入とする。
- 7 乙は、前2項による納付がある場合は、基本協定第26条第3項に規定する業務実績報告書の提出日から20日以内に、その額を甲に納付しなければならない。

（指定管理料の清算）

第6条 乙は、基本協定第33条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

（協議）

第7条 本協定に定めがない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結をするため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港 区  
港 区 長 清 家 愛

乙 東京都品川区西五反田四丁目32番1号  
NCDグループ  
代表団体  
NCD株式会社  
代表取締役社長 下 條 治